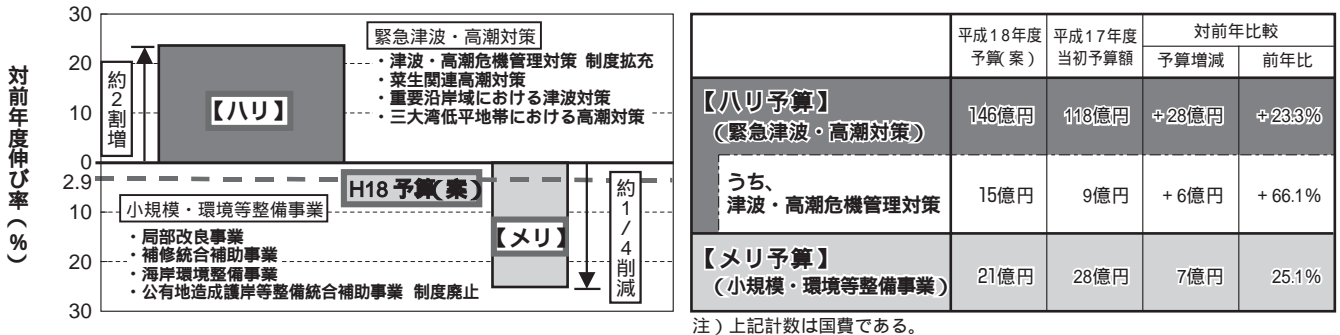


効率的・効果的な海岸事業の推進

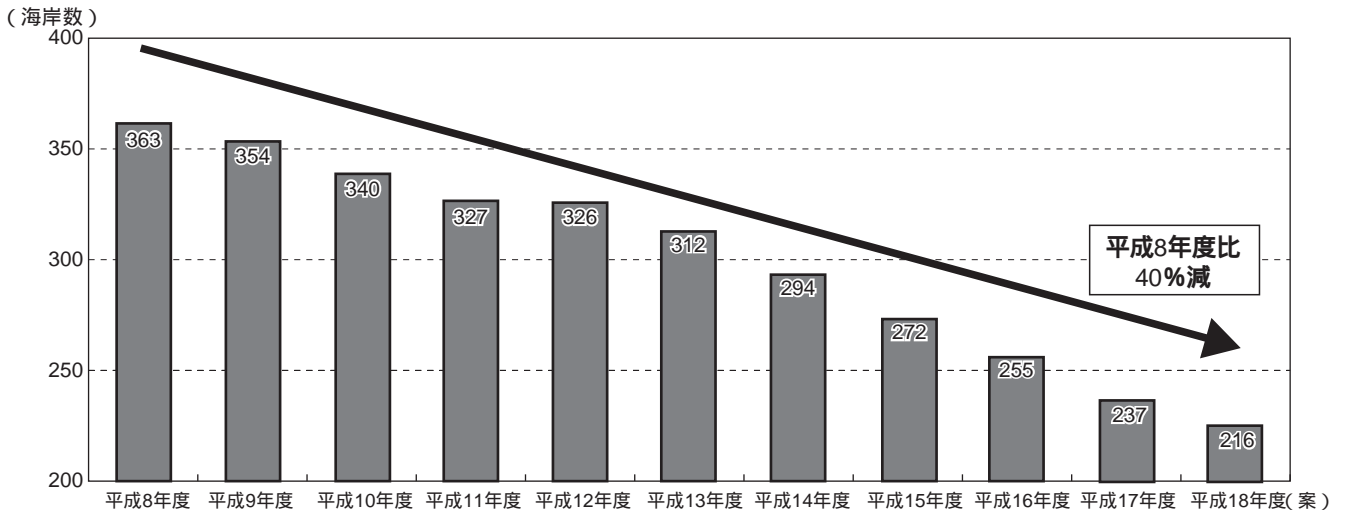
1 事業実施の効率化による供用効果の早期発現

緊急的な津波・高潮対策への予算の重点配分など、メリハリある配分を行うとともに、事業実施におけるコスト縮減と事業実施箇所の選択と集中とを一層推進し、供用効果の早期発現に努める。

平成18年度予算(案)における投資のメリハリ



海岸事業実施海岸数の絞り込み



2 補助金改革の推進

限られた予算の中で、国と地方の役割分担や社会情勢の変化等を踏まえ、近時の大規模地震発生リスクの高まりに応え、地震防災対策強化地域等における緊急津波・高潮対策へ重点化する一方、小規模事業等については、以下により厳に抑制。

- ・ 少子高齢化、市町村合併の進展などの社会情勢の変化に鑑み、公共用地の確保を目的とする公有地造成護岸等整備統合補助事業は廃止。
- ・ 小規模な事業である局部改良事業、補修統合補助事業については、新規採択を廃止。

3 コスト縮減の推進

国土交通省が定めた公共事業コスト構造改革プログラムに基づき、厳しい財政状況のもと、海岸事業においても総合的なコスト縮減を推進。

具体的には、平成16年の「海岸保全施設の技術上の基準」の性能規定化等を踏まえた規格の見直し、消波ブロック等の建設資材の再利用、事業間連携等により、コスト縮減を実施。

また、コスト縮減への取り組みを一層促進するため、海岸管理者が設計等の際に、全国の海岸事業等における豊富な事例を参考にする事が可能になるよう、「海岸事業コスト縮減データベース」を構築し、平成17年度中にホームページで公表する予定。

4 縦割り行政解消の推進

海岸行政は、農地など背後の土地利用や港湾、漁港などの施設と一体的に管理することが合理的・効率的であることから、海岸省庁（農林水産省及び国土交通省）において海岸行政を運営。

平成17年度においては、海岸法に規定する農林水産大臣と国土交通大臣の間の協議により一連施設として整備する制度を積極的に活用し、一連海岸の一元的整備を徹底したところであり、今後とも、円滑な海岸行政を推進。

[参考] 異なる所管海岸を一連施設として整備する制度（海岸法第40条第2項）の活用状況

昭和35年～平成16年度：32地区

平成17年度：13地区（26海岸）

5 事業間連携の強化

津波・高潮対策において、港湾整備事業との連携を一層推進（19頁参照）するとともに、河口域における治水事業との連携など事業間連携を強化する。